

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 30 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年4月18日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年4月5日 午前10時35分頃

2 事故発生の場所

つくば市研究学園一丁目1番地2先の市道

3 相手方

(1) 住所 かすみがうら市

(2) 氏名

4 事故の概要

信号のない交差点を直進しようとして交差点に進入した際に、左から直進してきた相手方車両の右前側部と衝突し、相手方を負傷させ、及び相手方車両を損傷させたもの

5 損害賠償額

金429,229円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金429,229円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。